

多摩市障がい者差別解消条例検討市民委員会 令和元年度第7回 会議録

日 時	令和元年 12 月 4 日 (水) 18:30~20:30	場所	多摩市役所 301 会議室
出席者 (敬称略)	委員 ※敬称略	小川、田川、佐藤、須崎、奥田、市川、大石、高橋、折笠、瀬尾、中原、川崎、永井	
	障害福祉課 (事務局)	阿部市長、小野澤部長、松本課長、田島課長、五味田係長、相良主査、曾山主査、鈴木主査、神長主事、後藤主事	
欠席者	委員 ※敬称略	木村	
記録者	事務局		
項目	開会 1.前文について 2.条例素案について 3.パブリックコメントにおける条例解説資料について 閉会		
詳細			
開会	<p>【委員長】</p> <p>これから第7回多摩市障がい者差別解消条例検討市民委員会を始める。 今回の会議の獲得目標は「パブリックコメント前の最終確認を行う」ということ。 パブリックコメントを出す前最後の市民委員会になるので、これまで議論を積み重ねてきたものを踏まえて最終的な確認をしていきたい。 次第 1.前文について、事務局より説明をお願いします。</p>		
1.前文について	<p>【事務局】</p> <p>資料3ページをご覧ください。 前文について、前回11月の委員会で提示をして、その後、案を送付する予定だったが、何度か修正を加えた為、事前に送付できず申し訳ございません。前回11月5日の委員会で出したものが3ページにある1,065字のもの。その後、地域自立支援協議会の権利擁護専門部会で検討いただいたものが4ページの394字のもの。権利擁護専門部会では、「394字のものはあっさりし過ぎており、思いが伝わらない」と意見をいただいた。11月18日に開催した多摩市役所の庁内内部での会議では、今までいただいた意見を基に513字の前文を作成して提示した。その後再度修正等を行い、本日説明させていただく前文が5ページの【最新の前文】の704字のもの。 【最新の前文】は、前回の市民委員会で提示したものからは重複部分等をまとめたが、思いも伝わるように作成した。例えば第一段落3行目『長きにわたって差別をされてき</p>		

ました。障がい者はその差別と闘い続け』という表現や、『法律など、障がい者の人権を守る取り決めが進み、ようやく障がい者の声を受け止められる社会になってきました。』というこれまでの流れ・歴史を入れた。また、3段落のところで『その生きづらさや困難さは一人ひとり異なり、交通、買い物、遊び、住まい…』と、「あらゆる場面で様々であることがわかるよう、いろいろな場面を具体的に入れた方がわかりやすいのではないか」という意見も反映した。このような修正を加えて【最新の前文】として事務局から最終的に提案しているが、こちらについて意見をいただきたい。

本日欠席の副委員長から事前にいただいている意見を紹介する。

最終段落の『多摩市では、誰もが生きがいを感じながら健康で幸せを実感できる健幸都市を目指しています』という文章について。『誰もが生きがいを感じながら健康で』の『健康』が、障がいのある方からすると「リハビリをして体を健康な状態にしていないといけない」というイメージに聞こえるため、できればここは『健やかで』等の表現が良いのではないかと意見をいただいた。

多摩市では「健幸都市」というのを「健幸都市宣言」として出しており、多摩市の「健康」の定義は「維持しうる心身機能を維持または向上させている状態（加齢・障害・疾病により、心身機能に制限・困難がある場合においても、その状況下における健康があるという考え方）」という意味で使っているが、このような意見もいただいたので、何か他に意見があれば伺いたい。

前文についての説明は以上。

#### 【委員長】

副委員長からの意見は『健康』を『健やか』に変更すべきという具体的な提案。

他に前文について何か意見はあるか。

（委員から特に意見なし）

前文は今の事務局の説明の通り、何度も修正を行っている。最初に市民委員会で出された前文をかなり尊重しつつ修正をしているなどと思う。障がいのある方が差別され、差別と闘い続けてきたという歴史をまず押さえ、それから権利条約、障害者差別解消法等の法律、社会的な背景について押さえている。次の文章で多摩市はかなり障がいのある方と意見を交わしながらまちづくりを努力しているという多摩市の特徴も載せている。続いて個の尊重、具体的な生活場面で生活に密着した困難にきちんと焦点を当てて考えるということが述べられており、最後に多摩市のポリシー「健幸都市」にうまく繋げている構成。

副委員長の意見については『健やか』に変えるということで修正をしていきたいと思うが、他に意見は出ないか。

#### 【委員】

最新の前文3段落目。『社会を構成する私たちは』がわかりにくい。

『行政・事業者・市民は協力して』に変えてほしい。

2.条例素案 について	<p><b>【委員長】</b> 『その生きづらさや』で始まる段落。『社会を構成する私たちは』をそのまま書き換えるのではなく、今委員から文面の変更として提案のあった内容を新たに入れ込んで『社会を構成する私たちは、人は皆異なる人格や個性があること、違いがあることを誠実に受け止め、行政、事業者、市民が協力してこのような状況を変えていかなくてはなりません』というようにすると良いかもしれない。 文章入れる場所については後で確認をさせていただきたい。</p> <p><b>【事務局】</b> ありがとうございます。『社会を構成する私たちは』という表現は障害の社会モデルを意識して入れていた。『社会を構成する私たちは』はそのまま残しておいても意味として繋がると考えているので、今の文章に『行政、事業者、市民が協力して』という表現を入れられるように、もう一度文章を構成したい。</p> <p><b>【委員長】</b> それでよろしいですか。</p> <p><b>【委員】</b> はい。</p> <p><b>【委員長】</b> ありがとうございました。他に意見はあるか。 (委員から特に意見なし) 前文については、今委員からご提案いただいた内容をうまく取り込んでいきたい。 では次に進む。 次第 2.条例素案について、各章ごとに区切って説明をお願いします。</p> <p><b>【事務局】</b> それでは資料の 7 ページ、資料 2、条例の素案をご覧ください。 資料 2 を基に説明を行うが、参考資料 1 は資料 2 のコメント等を全て削除した物。参考資料 2 は 11 月の市民委員会から今回の市民委員会までに開催した委員会の中でいただいた意見を掲載しているもの。ぜひ参考にご覧ください。 それでは資料 2 を基に説明を行う。 前回の委員会から追加をしているところを下線で、削除しているところを見え消しで示している。今回、条例としての形を整えるために細かい表現の修正も多く入っているが、本日の委員会では条文の内容に大きく関わるどころや、様々な委員会でいただいた意見に関わる部分である、文面がポップ体の※で書かれている箇所を説明する。該当箇所が</p>
----------------	---

多いため、章ごとに区切って意見をいただきたい。

はじめにタイトル案について。資料 2 では『多摩市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例』と、前回と同じタイトルを記載している。当日配付した『条例のタイトルについて』も併せてご覧ください。『条例のタイトルについて』では、前回の委員会でもいただいた意見や、その他の方からいただいた意見を含め、タイトル案として 1～5 を挙げている。この中から選ぶという訳ではないが、参考として見ていただきたい。タイトル案としては、差別解消条例ということがわかりやすいように『差別をなくす』『差別が解消され』という文言を今回追加している。また、前回の委員会でもいただいた意見を基に『共に生きる』『自分らしく』『あたりまえに』というワードを入れて案として挙げている。タイトル案について意見があればいただきたいと思っている。ただし、タイトルについては素案を全て見ていただいた後に決める方が良いと思うので、後ほどご意見をいただきます。

続いて 7 ページをご覧ください。目次について。※にある通り、16 条の条文で章立てするほど長くはないものであるが、わかりやすいように目次をたてたいので章立てしている。ただ、短い条例であるので章立てはするものの節は設置しないという整理を行った。文言として節はなくなるが、条文としてはそのまま含まれており、条文の効力等に変化はない。

続いて第 1 章 総則について。“第 1 条 目的”のところ。前回の委員会で「第 1 条の一文が長くてわかりづらい」と意見をいただき、短くなるよう整理を行った。しかし、“第 1 条 目的”は条例の中で鍵になる部分なので、過不足なく意味が正確に伝わるように修正をする必要があるという理由から、市の法制担当のチェックの中で文言を追加した。具体的には『差別の解消に関する施策を総合的に推進することにより』という表現や、『安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする』という内容を入れている。

続いて 8 ページ、第 2 条をご覧ください。“（3）不当な差別的取扱い”について。自立支援協議会の下部組織である権利擁護専門部会の中で「『取扱い』という表現が人ではなく物に対しての言い方のように冷たい印象を受ける」という意見をいただいた。しかし、『不当な差別的取扱い』という表現が差別解消法でも使われており、東京都の条例等でも使われている一般的な用語。正確に伝えるためにはこの表現の修正は難しいという理由でこちらについては反映ができていない。

細かな修正箇所は他にもあるが、大きな内容に関わる説明は以上。目次と第 1 章について意見をいただきたい。

#### 【委員長】

第 1 章の修正のポイントは、

①第 1 条 目的について修正と追加があった。『施策の総合性』『安心して暮らすことのできる社会』等の内容を明確に盛り込んだ。

②『差別的な取扱い』は障害者差別解消法や都の条例との整合性のためにこの用語を使

わざるを得ない、意味の一貫性が取れないので、これについてはご了解いただきたいということ。

目次と第 1 章について何か意見はあるか。

**【委員】**

“第 2 条（6）市民の定義”について。『市の区域内に居住し、市内に存する事業所等に勤務し、又は市内に存する学校に在学する者をいう』となっているが、『居住し、』のように『し、』で文章を繋ぐと『居住し、尚且つ』のようなニュアンスを受ける。『あるいは』のような言葉が適当ではないか。

また、第 2 条（1）で、「障害」の「害」をひらがなで書くか漢字で書くかという旨の記載がある。これに依れば“第 2 条（4）合理的配慮”の『障がい者が障がいのない者と』の 2 つ目の『障がい』の『がい』の字は漢字の『害』ではないか。他の箇所も今一度細かく見た方が良くと思った。

**【事務局】**

ありがとうございます。一つ目の意見については、文章の法制担当と確認をしたうえで、『居住し、』のように『し、』で繋いでいるが、「居住し、尚且つ」と思われぬようにもう一度確認をしたいと思う。

「障害」の「害」の字については、最終的にもう一度確認をする。

**【委員長】**

その他に意見はあるか。

他に意見が出ないようなので第 2 章の方に進む。事務局より説明をお願いします。

**【事務局】**

それでは資料 9 ページ、第 2 章第 3 条をご覧ください。

前回、事務局から基本理念の前提として『多摩市を差別のないまちにするため、』という文章を追加したが、その後の『差別の解消は』という文と意味が重複してしまうため今回削除した。また、今まで『差別の解消及び共生社会の実現に向けた推進は』のように「差別の解消」と「共生社会の実現」を並列で繋いでいた。しかし、共生社会の実現のための手段として差別の解消があるため、この 2 つは並列で繋ぐものではなく、今回『共生社会の実現に向けた推進』の箇所は削除した。基本理念としてはシンプルに『差別の解消は、次に掲げる事項を基本理念として推進しなければならない』という表現に修正した。

続いて第 3 条（3）について。前回、第 6 条 不当な差別的取扱いの禁止の部分で虐待についての文言を削除した。その際に市民委員、権利擁護専門部会の委員から「差別は虐待やいじめの要素も含んでいる。虐待についても残してほしい」と意見をいただいた。そのため“第 3 条 基本理念（3）”は『差別は虐待及びいじめの要素を含む可能性が

あることを踏まえ、合理的配慮が当たり前のまちなるよう、それぞれの責務を果たすこと』という表現に修正した。また、『障がい者個々に応じた』は市民委員から意見をいただき入れていた文言であるが、そもそも合理的配慮が個々に応じて行われるものであり重複するため削除した。

続いて“第4条 市の責務第5項”について。『予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする』と記載しているが、この条文について法制担当と確認をしたところ、今回は市長自らがつくる条例のため、このような文言を設けなくても当然予算の措置は行われるとのこと。議員提案の条例の場合は、市長にも予算措置をしてもらえるようにこのような文言を入れることがあるとはいえ、市民の皆様にとっては条文として入っていた方が良いという話もあった。この第5項を入れるかどうかについては、もう一度内部で調整をさせていただきたい。ただ、万が一この条文が削除になったからといって予算措置を行わないということではないのでご了承いただきたい。

**【委員長】**

第2章は、条例として同じ内容が繰り返されないための修正、虐待について条文に入れて欲しいという意見を踏まえて第3条(3)に虐待について加筆した点、第4条第5項『予算の範囲内において～』という文言の必要性についての説明があった。

第2章について何か意見はあるか。

**【委員】**

事務局に確認したい。先ほどから説明の中で「調整中」という言葉が多く、多くのことで迷っている印象。迷っているものを持って来られても私たちは何も答えられず困ってしまう。そのような状態で大丈夫か。改めてきちんと整理して考えた方が良いと思う。

**【事務局】**

第4条第5項についてまだ調整ができていない状態で話をしてしまい申し訳ございません。市としては、市長提案ということでこちらの第5項は削除の方向で進めさせていただきたい。

他の箇所については、本日の委員会でいただいた意見も踏まえて最終的に事務局で文章としてもう一度整えたいという意味で「調整」という言葉を使っていた。そちらについてご理解いただければと思います。

**【委員】**

他の場面は大丈夫なのか。

**【委員長】**

今の指摘について。私も第4条第5項については少し明確な方針を示していただき、それに対して市民委員会で議論をした方が良くと思う。したがって、今改めて事務局から

説明があった『予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする』という文章を削除する案について改めて意見をいただきたい。

その他の文章表現については、最後の文言の修正について事務局に一任をしている段階なので、私はそれほど問題がないと認識しているが、この後の議論でも曖昧さが残らないように事務局から説明をしてもらい、確認をしていく進行をしたいと思うのでご了解ください。

それでは第4条第5項について改めて意見をいただきたい。削除ということについて何か意見はあるか。

**【委員】**

第4条第5項については、「市長提案の条例だとこの文が入ってなくても予算措置は当然行われる」という行政上のルールは一般市民が図り知ることはできない。合理的配慮には予算が必要になる場面も多いので、障がいのある方にとって優しい内容にするのであれば書いてある方がわかりやすい。また、この文をもって「合理的配慮をより求めていく」ということに繋がると思うと、書いてあった方が障がいのある方にとっては優しい条文になる。

**【委員】**

私も第4条第5項は残していただきたい。以前も話したが、理解啓発活動を行うにあたって必ずお金がかかる。ここに残しておくことで、予算も組みやすいのかなと、一般市民から見ても思うので、ぜひ残してほしい。

**【委員長】**

ありがとうございます。その他に意見はあるか。

第4条第5項は残した方が良いという意見を市民委員会でいただいたということで、それを踏まえてほしい。

**【事務局】**

本日いただいた意見を基にこちらで受け止めさせていただく。他自治体の例を紹介すると、入っている市もあれば入っていない市もある。入っていない市の方が少し多い。

ただ、その自治体が議員提案で作られた条例なのか市長提案で作られた条例なのか不明なので、どのような経緯でその自治体が入れているのかはわからない。

今回の市民委員会では第5項はあった方が良いという意見をいただいているので、最終的には入れる方向で考えるが、市行政内部でも検討するため一度持ち帰らせていただきたい。

**【委員長】**

第5項の『予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする』

については、市民委員会から「市民の立場からするとこの文が必要だと考える」という意見があったことを確認しておく。その後の取扱いについては事務局にお任せするという事で良いか。

それでは、第 2 章については意見をいただいたものを踏まえて再検討をお願いしたい。続いて第 3 章について事務局から説明をお願いします。

#### 【事務局】

それでは資料 11 ページ、第 7 条をご覧ください。合理的配慮の提供についての条文。第 7 条（2）の『コミュニケーション』を『意思疎通』という表現に変えた。これについては、外来語をなるべく使わないというルールや、法律等では『コミュニケーション』という言葉ではなく『意思疎通』という言葉が用いられていることから修正を行った。

続いて 12 ページ。前回の市民委員会や権利擁護専門部会で「第 7 条の 14 項の項目に追加してはどうか」と「政治参加の場面」「結婚出産の場面」「司法手続きの場面」の三項目を提案いただいた。「政治参加の場面」について、本日の資料には入れられていないが、『選挙の投票事務を行うとき』という文言で（14）までの中の一つに加えたいと考えている。「結婚出産の場面」については、第 7 条の主語が「市及び事業者は」となっており、介入が難しい問題なので、第 7 条の 14 項目中には追加として「結婚出産の場面」は入れない方向で考えている。「司法手続きの場面」は「障がいのある方が警察等で取り調べを受ける場面で合理的配慮が必要なのではないか」と提案をいただいたもの。これについては重要なものであるという認識はあるが、日常生活・社会生活でよくある場面とは言えない点と、警察の取り調べということで、市や事業者が関わりにくい点から「結婚出産の場面」と併せて、第 7 条（14）『前各号に掲げるもののほか、事務又は事業を行うとき』の中に含むという考えとさせていただきたい。

続いて第 7 条第 2 項（3）について。曖昧な表現を避けるために『相互に納得のできる結論が得られる』等の表現を少し変えた。

続いて 13 ページ。第 8 条第 2 項について。差別に関する相談等があったとき『必要に応じて次に掲げる事項を行う』として（1）から（4）まで挙げていたが、『（1）事実の確認及び調査』は必要に応じてではなくいつも行うものであるため、第 2 項の本文中に入れ、『次に掲げる事項』として（1）から（3）まで挙げています。

続いて 15 ページ、第 13 条をご覧ください。多摩市障がい者差別解消支援地域協議会についてだが、この協議会名は第 11 条で既出なので、第 18 条では『協議会』という見出しになっている。

続いて、第 13 条第 2 項について。前回、第 2 項（1）は『差別を解消するために必要な施策の推進』という書き方だったが、施策の推進自体は市が行うことで、協議会が行うこととしてはその取り組みの検討及び提言に関することであるため、修正した。

また、協議会の詳細は規則で定める予定だが「委員の構成や任期、知り得た秘密を漏らしてはならない等も決まりは条例上でも定めておいた方が良い」と文書法制担当から話があり第 13 条の第 3 項～第 5 項として追加した。

追加した第 3 項について、本日欠席の副委員長から事前に意見をいただいております、皆様からも意見があれば伺いたい。

第 3 項では『協議会は、障がい者、福祉、医療、教育、雇用その他障がい者の権利の擁護に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する委員をもって組織する』となっている。人数や障がいのある方の割合等については第 3 項には入れておらず、規則で決めていきたいと考えている。副委員長からは「障がい者が 1 人や 2 人だと、その人が障がい者の代表のようになってしまう。障がいのない方が多いと意見が言い辛い。差別の解消が進まないのではないか。委員の 2 分の 1、あるいは 3 分の 1 が障がいのある人になるようにしてほしい」という意見をいただいている。割合やメンバー構成について意見があればいただきたい。

第 3 章の説明は以上。

**【委員長】**

それでは第 3 章について意見ををお願いします。

**【委員】**

協議会について。身体障がい者だけでなく、知的障がい者も協議会に入れていただきたい。

**【委員長】**

第 13 条第 3 項の協議会の構成メンバーについて、知的障がいの方も含まれるということをし少し明確にして欲しいという意見。

その他に意見はあるか。

**【委員】**

協議会メンバーの人数や構成について等の細かいルールはこの条例で決めるのか。それとも、この条例とは別に作るのか。

**【事務局】**

協議会については第 13 条第 6 項に記載の通り、第 13 条第 1～5 項で定めるもののほか、協議会の組織及び運営について必要な事項は別に規則で定める予定。

**【委員長】**

この条例にはどの程度書き込むのか。条例にはあまり具体的に入れず、規則で定めるという方法もあると考えて良いか。「協議会についてある程度この条例の中に書き込む必要がある」という指摘を受けて、第 13 条第 3～5 項にこれだけの情報が今回入ったということですね。

**【事務局】**

規則についてはこちらの市民委員会の場で検討いただくことはできないが、構成メンバーなどについては自立支援協議会の下部組織の権利擁護専門部会などで意見をいただきながら規則を作っていきたい。どのように運営するか等の事務的な部分は事務局で作成する。

**【委員長】**

第13条第3項について、障がいのある委員の人数が障がいのない委員の人数とバランスがとれていた方が良いという意見、具体的な障害の種類について定めた方が良いという意見等をいただいた。しかし、条例の最後の詰めの検討委員会でそこまで詰めていくのは多くのディスカッションが必要かと思われる。細かな規則については事務局から説明があったように別の場で十分協議できるとのことなので、そのようにさせていただいて良いか。

それを前提に第3項『協議会は、障がい者、福祉、医療、教育、雇用その他障がい者の権利の擁護に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する委員をもって組織する』という文章で良いか。

そして、2名の委員からの意見があったことについて、この市民委員会の議事録にしっかりと載せ、それを踏まえて細則について検討していただくものとしたい。

**【委員】**

先ほど委員が「ルール」と言っていたが、ルールで決められると困る。私個人としては、あまりルールは作って欲しくない。

**【委員長】**

先ほど委員がおっしゃった「ルール」とは、協議会のメンバーをどのような人で構成するのか、どのような障がいのある人が何人くらいメンバーになるのか等の「ルール」についてであり、「この条例の中に書くのではなく、別のところで決めるのか」という質問をしたので、市は「規則について別途時間をかけて検討をすることができる」と答えた。したがって、「知的障がいの人でも協議会に入れた方が良い」という意見をルールに定めるかどうかは別の場所で時間をかけて検討したいと思う。

**【委員】**

それで大丈夫です。

**【委員長】**

それでは、第13条第3項については曖昧なままにするのではなく、第13条第3項の文章はこの通りにさせていただく。第13条第6項については、また別の機会に検討して決めていくという整理とさせていただく。

その他、第3章について意見はあるか。

第7条 合理的配慮の提供『選挙の投票事務を行うとき』については現行の(14)が『前各号に掲げるもののほか～』になっているので(14)の前に『選挙の投票事務を行うとき』が入り、現在の(14)が(15)になると思われる。

また、第8条第2項で『～事実の確認又は調査を速やかに行うとともに～』と加筆されている。速やかに行うことは『必要に応じて』ではないので、第2項として明確に書かれたというところ。

その他に意見はないか。

(委員から特に意見なし)

それでは第3章についてもお認めいただいたものとする。続いて第4章の説明をお願いします。

#### 【事務局】

資料16 ページ第14条ご覧ください。障害および障がい者に対する理解の促進についての条文。今まで(1)から(3)で、対象をそれぞれ別にして普及啓発の取り組みを行う旨を書いていたが、内容が重複する、対象が違うだけでわかりづらいという理由から今回整理した。

従来の(3)を削除し、(2)を『全ての市職員並びに』という書き方をしていたが、『市の機関の全ての職員並びに』という書き方に変更した。これにより、市立小中学校の教職員も含まれるので、(3)を(2)にまとめた形になる。

私立の教職員については(1)の『市民および事業者』の『事業者』に入るということで整理した。また、(2)の文末を以前は『理解を深めるよう、必要な施策を実施する』としていたが、教職員、市の職員も含めて、施策だけでなくもう少し踏み込んだ『研修及び啓発を行うこと』という表現にした。

続いて(3)、元々(4)だった部分。交流の機会の拡大について記載しているが、権利擁護専門部会の中で「障害理解の取り組みは小学校からだけでなくもっと幼い頃から行うことが大切ではないか」という意見をいただいた。またこちらの委員会やアンケートでも同じ意見をいただいた。こちらについて『幼少期からの』という文を追加し、『お互いの理解を深めるよう、幼少期からの交流の機会の拡大及び充実を図ること』という表現にした。

続いて(4)、元々(5)だった部分。以前は『市立小中学校の児童及び生徒が障害及び障がい者に対する理解を深められるよう』という書き方であったが「市立だけでなく私立の小中学校についても入れるべき」という意見をいただいた。これについては庁内で調整を行い、『市立小中学校の』という文言を削除し、『共に学びあい育ちあう教育の重要性に照らし、児童及び生徒が障害および障がい者に対する理解を深められるよう、必要な取組を実施すること』という条文にした。

続いて(5)、元々第15条として書いていた部分の“言語としての手話の理解啓発”を第14条の(5)として入れた。こちらについては市民委員会や権利擁護専門部会、庁内

の委員会で「第 15 条ということで記載をすると少し唐突な印象がある」という意見があったため第 14 条（5）に入れた。

続いて第 15 条、元々第 16 条として書いていた部分。こちらは特に大きな修正等なし。第 5 章も続けて説明する。

附則をご覧ください。附則 2 には条例の施行後 3 年を目途として見直し等を行う旨が書かれているが、『障がい者に係る法制度の動向を勘案し』という文言を追加した。障害者差別解消法の改正等も検討されているため、法制度の動向を勘案する必要があるだろうということで今回追加した。

第 4 章、第 5 章の説明は以上。

**【委員長】**

それでは第 4 章、第 5 章について意見をお願いします。

**【委員】**

私は権利擁護専門部会にも参加しており、『幼少期から』という話をした。

今日は、福祉人材の確保のためにハローキティが入った東京都のホームページを偶然見つけたのでコピーして持参した。このようにキャラクターが活用されていると子どもにもわかりやすい。また、防災教育についての冊子を東京都が作っており、この冊子が都内の子供家庭支援センターや幼稚園・保育園に配布されている。私の息子が保育園に通っており、その保育園にハローキティの防災教育の冊子が平積みになっていたが、あっという間になくなった。キャラクターを使った力はすごいなと感じた。親が子に読み聞かせられるような冊子の内容になっている。このような工夫をしながら子どもにもわかりやすく条例について伝えていけると良いと思う。また、駅のポスター等でもイラストが入ったものが活用されている。多摩市らしさを出しながら普及啓発を進めていけると良い。

**【委員長】**

他に意見はあるか。

**【委員】**

第 14 条（5）について。『手話は言語であると認める』という文章だが、以前からこれを削除してほしいと申し出ているのになかなか聞き入れてもらえない。いろいろ考えがあると思うが、手話としての言語を尊重するならば別の条例をつくり、その中に手話は言語であると認める旨を入れて欲しい。この考え方は依然変わっていない。何度説明しても受け入れてもらえない。改めて、『手話は言語である』旨を削除してほしい。

多摩市として手話の講習会や福祉行政等に協力していただいていることは十分に認めている。東京都の条例と多摩市の条例での整合性がとれないということもわかるが、私たちの要望を改めて事務局の方で考えてほしい。

他の市は、差別解消条例の中で『手話は言語として認める』という文章を省いている所がたくさんある。入れているところもあるが、その市は多摩市と考え方が似ているのかなと思う。入っていないところは、改めて手話言語条例を制定している、若しくは一生懸命考えている地域なのかなと私は思う。苦しい苦しい差別を受けていた時代をずっと暮らしてきた。生きる理由は何か、ずっと話し合える場がないので苦しい思いをたくさんしてきた。手話があって初めて暮らしができ、交渉ができ、生きられる。条例に簡単に入れて終わりだとなかなか納得ができない。第14条(5)について、きちんと話し合いをしたい。改めて調整をよろしくお願いいたします。

**【委員長】**

この点については市民委員会で何回か確認があったが、事務局からコメントをお願いします。

**【事務局】**

「手話言語条例をつくってほしいという意向を市が汲んでくれていない」「手話は言語であるという文を削除してほしい」という意見を何度かいただいているが、差別解消条例の制定の議論で、手話言語条例をつくる・つくらないという議論を深掘するのは難しい。

障害および障がい者に対する理解を促進していくためには「手話が独自の文法を持っている言語である」ということの意味を進めていく必要があり、東京都の条例、障害者基本法で示している。差別解消条例にて差別をなくしていく、合理的配慮を進めていく、共生社会の実現を目指していくためには、「手話が独自の文法を持っている言語である」ことを市としても広めていくことが重要だと考え、第14条(5)(旧第15条)として条文に入れた。

事務局としてはこのように考えているが、市民委員の皆様からもこれについて少し意見をいただきたい。

**【委員長】**

第14条(5)について他の委員から何か意見はあるか。

(委員から特に意見なし)

私としてはこの委員会では、条例に関する内容について検討させていただきたいと思っている。理解としては、「第14条(5)として『手話は独自の文法を持つ言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進及び普及啓発を行うこと』が入ることで、手話に関する別の条例をつくらない」ということは、この委員会では一切議論はしていない。したがって、聴覚障害者協会やその関係者と市でこの件について様々なコミュニケーションがなされているかと推察するが、「手話に関する条例をつくる・つくらない」と関連させて、第14条(5)の内容を入れるか入れないかを議論するのは難しいと思う。第14条は『障害および障がい者に対する理解の促進』という項目。そこに『手話は独

自の文法を持つ言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進及び普及啓発を行うこと』がここに書かれることがどうかということについて検討いただきたい。  
委員の心配事は「第14条(5)として手話に関する規定が入ることによって手話に関する別の条例が作られないのではないか」という内容か。

**【委員】**

これは差別解消条例。市民や障がい者の声を聞いてつくる条例である。そこに引っかかる。私の声はなかなか聞いてもらえない。事務局は一生懸命相談してくれていることはわかるが、なかなか私たちの声が反映されていないと思う。

障がい者のいろいろな障害に合わせた合理的配慮を作ってほしいという意見を出したが、それもまだ解決していない。障がい者の差別を解消する考えが本当にあるのか。障がい者一人一人に対しての条例があっても私はいいと思う。障がい者一人一人に合わせた条例をつくることのできる社会、それが本当の社会だと私は思っている。この条例ひとつでまとめただけのように感じるが、それが差別なのではないか。

第14条(5)については、手話言語条例のこともあるが、奥深いところで話し合いができていないので任せられないと思っている。

差別解消条例をつくる多摩市の目的は何なのか、差別を解消したいのか、行政の考え方をはっきりと提示するべき。古い考えのまま、事務局が決めて説明しただけだとなかなか差別解消条例は実現されないのではないか。

改めて調整をしていただき、私たちの意見を認めていただきたい。手話言語条例をつくるという約束がないまま議論を進めるのはどうかと思う。

事務局の返答を多摩市聴覚障害者協会メンバーに説明をしても、皆おかしいと言っている。違う場所で一緒に解決の方向に向かって話し合いをしたい。よろしくお願いします。

**【委員長】**

今の委員の説明を受けて、手話言語条例との関連はこの場では一切推察をせずに、第14条(5)はここに入れて欲しくないと言われて委員から強い意見をいただいた。

今の意見では、結論についてはこの場で決めることを望んでいるわけではなく、調整をしたいということで理解した。この件についてはこの場で結論を出さずに事務局と最後の調整をするということにしたいが、他の委員にもこの件について確認をする必要がある。第14条(5)の取り扱いについては今のような要望が出ているが、この場では結論を出さずに事務局との最後の調整のところに一任をするということ良いか。他の委員から何か意見はあるか。

**【委員】**

今話を聞いて誤解があるといけないと思うのでお伺いしたい。第14条(5)は『手話は独自の文法を持つ言語であるとの認識に基づき』という箇所が問題になっているのか、『手話に対する理解の促進及び普及啓発を行うこと』という箇所が問題になっているのか。

か、それとも全文が問題になっているのか教えてほしい。

『手話に対する理解の促進及び普及啓発を行うこと』は、第4章の『共生社会の実現に向けた基本となる施策』においては内容として合致しているように思う。ただ、前段の『手話は独自の文法を持つ言語であるとの認識に基づき』というところまでについては、私も難しくわからない。委員が当事者として様々なことを感じ、苦しい思いをされたことが推察される。

その理解だけをさせていただいて一任ということであれば私は何も問題ないと思う。委員として選ばれ、何も理解せずにお任せしますというのは不誠実かと思い、教えていただきたい。

#### 【委員】

基本的には、事務局の考え方に問題があるのかなと思う。以前から市民委員会で説明しているが、障がい者別の条例をつくってほしいということはずっと思い続けている。言語権の問題は合理的配慮とは別の問題。問題は事務局の考え方。相談をしないまま条例をつくられては困る。十分に話し合い、お互い納得した上での差別解消条例であれば良い。実効性のある条例をつくってほしい。実効性がある条例とは文章一つ一つから場面を想像できるのかどうか。その文章から誰でもわかるものなのか。

実際に事務局の皆様は障がい者ではない。私たちは壁にぶち当たることがたくさんある。社会の中には様々な障壁が残っている。啓発運動を行うといっても、どういうことをやるのか。どこまでやるのか。小学校で必ず手話の授業を行ってくれるのか。そのあたりの説明が必要だと思う。子供から大人までどのような教育をするのか、具体的な考えがないまま文を作るのは怖い面がある。条例の文が実効性のあるものを目指していただきたい。「手話の理解啓発」と説明をされても、文章だけのような気がしている。それで市民に理解を求めることができるのか、改めて問題提起をしたい。

#### 【委員長】

この件について随分時間を使っている。

委員は多摩市の考え方が問題と主張しているが、この条例の検討は市民委員会で長く時間をかけて議論をしてきた。確かに意見を文言化する作業は多摩市が事務局として行っているが、障害の種類別に条例をつくらないということ、具体的な内容を一つ一つ書き込むと条例としてきりがいいということ、ケースバイケースの状況について具体的に基準を盛り込む事は難しいということ等、様々な議論の積み重ねでどの程度の内容の条例にするかは市民委員会で了解を得て、今日最終段階までできていると認識している。

十分議論を尽くしたかと問われると時間の限りがあるので、十分でないところについては委員長の責任で至らない部分があったと考えざるを得ない部分もあるかもしれない。しかし、基本的な議論は今まで十分尽くしており、市民委員会の皆様の合意のもとでつくられているため、多摩市の判断が全ての責任ではないと考えている。まずそれについて委員長として申し上げておきたい。

その上で、第14条(5)の取り扱いについてなかなか方向性が見えない。繰り返しになるが、第14条(5)『手話は独自の文法を持つ言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進及び普及啓発を行うこと』を障害および障がい者に対する理解の促進の中身として入れるかどうか議論したい。これは入れないでほしいという強い意見がある一方、他の委員からは特に意見が出ていない。先ほど他の委員から「条文の前半の部分の問題なのか、後半の部分の問題なのか」という質問があった。それについての明確な答えではなかったかと思うが、良いか。

**【委員】**

事務局に質問。第14条(5)がなかった場合、この条例はどうなるのか。第14条(5)がなければ条例として不十分なものになってしまうのか。

**【事務局】**

東京都の条例でも「言語としての手話の普及」という内容が共生社会の実現のための基本的施策に入っており、多摩市としても都下の自治体として同じ方向性であることを差別解消条例の中に入れて示していきたいという考え。市としては入れていた方が市民の方々にも御理解いただけるのではないかと考えている。

しかし、委員からは削除してほしいという意見をいただいております、どのように整理をしていくかはまた調整が必要になってきたと感じている。

**【委員】**

それぞれの立場がわかった。文言の問題ではなく、その根底にある問題なのかなと感じたので私としては一任させていただきたい。

**【委員長】**

他の委員からこの件についてさらに意見はあるか。

**【委員】**

多摩市の聴覚障がい者の方が言っていることを私たちが理解し、実行することが障がい者に対する理解の促進に繋がるのではないかとと思うので、私はその方向性で進められたらいいと思う。

**【委員】**

第14条(5)がなくても、一般的にこの条文を見たとき、第15条“共生社会の実現に向けた取組”(4)に手話、点字、音声、わかりやすい表現等の普及と必要な支援を行う旨が書かれているので、あえて第14条(5)で手話だけを取り上げるのは少し違和感がある。手話だけ特記する必要はないような気がする。

<p>3.パブリックコメントにおける条例解説資料について</p>	<p><b>【委員長】</b>  他の2名の委員からも第14条(5)はなくても条例として成り立つのではないかという意見をいただいた。これを更に調整する必要があるか。それともここで整理して良いか。</p>
	<p><b>【事務局】</b>  委員の皆様から削除の方向で意見をいただき、第15条(4)でも十分ではないかという意見もいただいたので、第14条(5)については削除する方向で整理させていただく。ご意見ありがとうございました。</p>
	<p><b>【委員長】</b>  第14条(5)については削除ということとさせていただく。最終的には事務局に一任するが、市民委員会では削除ということで意見がまとまった。  その他について何か意見はあるか。  旧第14条(3)がうまく分散され、しっかりと網羅された。旧(4)、今の(3)で『幼少期から』という言葉が入ったのはとても良いと思う。また、この委員会で共に学びあい育ちあう教育の重要性についても随分議論したがしっかり押さえられており、私立と市立の区別もなくなった。残るところが(5)だったがこれについても結論を得た。時間を経過してしまっただが、条例の素案について全体的にお認めいただいたものとする。それでは次第3 パブリックコメントにおける条例解説資料について、説明をお願いします。</p>
	<p><b>【事務局】</b>  パブリックコメントを12月23日から実施予定。その際には条文と解説資料を付ける。その解説資料が資料3にあたる。パブリックコメントを実施する際には解説資料を付けることになっているので作成した。内容については、今まで議論していただいた意見を踏まえて作成している。現在のままでは少し見づらい箇所もあるので再度体裁を整えたいと考えている。表現の修正等の必要があれば、本日はもう時間がないので事務局へメール等で意見をいただきたい。資料3についての説明は以上。  また、冒頭に説明したように条例のタイトルについても意見があれば伺いたい。</p>
	<p><b>【委員長】</b>  パブリックコメント解説資料についての意見は締め切りを定めた方が意見を挙げやすいかと思うので後ほど設定して知らせしてほしい。  タイトルについて、別資料で既に5つ挙げられているが事務局からの一押しはあるか。</p>
	<p><b>【事務局】</b>  「差別が解消され」「障がいのある人が」「共に生きる」の3つのキーワードを入れたと考えている。</p>

【委員長】

それではタイトル案について意見ををお願いします。

【委員】

シンプルに「差別をなくしたい条例」はどうか。

【委員】

私は権利擁護専門部会にも参加しているが、そこでは「第1章第1条の『安心して暮らすことのできる社会』を入れてほしい」という意見が障がい当事者から出ていた。私達が当たり前前にしている「安心して暮らす」ということができず、脅かされていることがあったと聞き、タイトルにこの表現を入れられたら良いのではないかと思った。そこで、「多摩市障がいのある人も共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」はどうか。

【委員長】

他に意見はあるか。

【委員】

どのタイトルもそれぞれ思いがあり、検討した内容がタイトルに盛り込まれている。条例名称が圧縮されたときにどのような文言になるのかがポイントになる気がする。略称が「障がい者別解消条例」になるのか、選ばれたタイトル案を活かした略称を作るのか教えていただきたい。

【事務局】

おそらく通称は「多摩市の障がい者差別解消条例」になるのではないと思うが、正式名称を見たときに多摩市のポイントがどこかがわかるようにしていきたい。事務局としては「共に生きる」「差別をなくしていく」ということがタイトルでわかるようにしていきたいと思っている。

【委員】

条例の目的を考えると「差別をなくしていくこと」が目的だと強調した方が良い。「自分らしく生きるまちづくり」や「共に生きるまちづくり」というのは最終的なもの。差別は今もあるものと想定し、それを少しずつ皆で解消しようという条例。それを踏まえ、先ほど委員から出た案に条例の目的を加えて「多摩市障がいのある人も共に安心して暮らすことのできる『差別をなくす』まちづくり条例」とすると、皆が意識的に「差別をなくしていこう」という働きかけに繋がるうえ、事務局の「差別が解消」というキーワードも入れることができる。

**【委員長】**

「多摩市障がいのある人も共に安心して暮らすことのできる差別をなくすまちづくり条例」という提案。全て重要なキーワードが並んでおり、それを組み替えたタイトル案を既に5ついただいている。それに今出た案を加え、後は事務局に一任をするのはどうか。

**【委員】**

権利擁護専門部会があるのであれば、もう1度そこで議論をしていただき、障がい当事者の意見を最終的に反映したい。時間的に難しければ事務局に一任という形で良いと思う。

**【委員長】**

それでは権利擁護専門部会での検討ということも含め、最終的に調整をしていきたいと思うので、タイトル案についての議論は終了する。  
続いてパブリックコメントの解説資料について、意見があった場合いつまでに事務局に伝えれば良いか。

**【事務局】**

意見があれば12月10日火曜日までに事務局までご連絡ください。よろしくお願いいたします。

**【委員長】**

ありがとうございました。進行の都合で予定の時間を大幅に超過してしまい申し訳ございません。以上で本日の議題は終了した。閉会にあたって事務局から連絡事項をお願いします。

**【事務局】**

今後の日程について、次回第8回を2月26日開催予定としていたが、状況によっては3月の中旬に変更する可能性が出てきた。1月中旬までには皆様にメールで連絡をさせていただくので、2月26日は仮ということで認識いただきたい。最後に市長からコメントをいただく。

**【阿部市長】**

今回まだ最後ではありませんが、障がい者差別解消条例に向けて、私も先日権利擁護専門部会に顔を出させていただきました。国や東京都がそれぞれ障害者差別解消法、都の障害者差別解消条例をつくっていますが、多摩市が、障がい者と市民を主役として、障がい者差別をなくしていこうという思いがこもった「市民のための」障がい者差別解消条例をつくることのできることを、私はすごく嬉しいです。先ほど委員から「本当に

<p>閉会</p>	<p>差別をなくす気があるのか」と言われましたが、行政だけが奮闘するのではなく、市民の皆様と一緒に実現していくものです。障がい者と市民が主役であり、行政は言わば黒子のようなものです。委員会で議論を積み重ねることで、私たちの条例の血となり肉となり育っていくと思っています。</p> <p>本日はたま広報を配らせていただきました。冒頭お話があったように 12 月 3 日からの 1 週間は障がい者週間です。12 月 3 日は国際障害者デーであり、12 月 9 日は 1993 年につくられた障害者基本法で障がい者の日と定められています。たま広報下部の市長コラムでも書かせていただきましたが、障がい者スポーツについて改めて私も調べました。来年はオリンピックが開催されます。私もコラムで素直に書きましたが、パラリンピックが障がい者スポーツの頂点に立つものと理解していました。しかし、それは違うんです。実は IOC が認定しているオリンピックは、パラリンピック以外に「デフリンピック」と「スペシャルオリンピックス」があります。デフリンピックは 1924 年にパリで第 1 回大会が開催され、全世界の聴覚障がいの皆様が国際手話で親睦を図り、ろうあ者の当事者本人が運営してきたということを知りました。実は今まで知ってはいたのですが、しっかりと調べた上で、改めていろいろなスポーツ大会があり、みんな違ってみんないいんだなということ、私も理解しました。</p> <p>この中のコラムで「多摩市障がい者差別解消条例の制定を目指して協議を進めており、聴覚障がいの皆様からは『手話言語条例を制定してほしい』、条例検討市民委員会の皆様からは『わかりやすい条例を』と強く望まれています。」と書かせていただきました。この障がい差別解消条例について、タイトル名含め、いろいろ議論していただいております。私自身も先日「全日本ろうあ連盟の 70 年史」という分厚い書籍をいただきました。内容を読ませていただきながら、今までの聴覚障がいの皆様が苦労されてきた歴史を私自身学ぶことができました。</p> <p>私としては、「障がい者差別解消条例全体を通して思いや志をきちんと入れて欲しい」ということに事務局がきちんと応え、前文も、差別と闘ってきた歴史を含めながら盛り込むことができたのではないかなと思っています。次回の委員会の際に改めて条文の最初から最後まで通して皆様にお返しするようにしたいと思います。その間に権利擁護専門部会を挟みながら、この委員会だけでなく、多摩市にいる全ての障がい者の人たち、あらゆる立場の人たちの思いが詰まった、「私たちがつくった条例」となるようにしたいと思いますので、引き続きご支援のほどよろしく申し上げます。なお、本当に事務局も頑張っていますので、ぜひそこも含めてご支援をよろしくお願ひしたいと思っています。以上です。</p> <p><b>【委員長】</b></p> <p>コメントありがとうございました。皆様も活発な議論ありがとうございました。時間がかなり超過してしまい申し訳ございません。以上で閉会とさせていただきます。</p>
-----------	---